

＜さいたま市と協定を結んだ事業者＞

東京電力(株)埼玉支店さいたま支社、東京ガス(株)埼玉支社、さいたま市読売会、(公社)宅地建物取引業協会さいたま浦和支部・大宮支部・埼玉支部、(株)リビングプロシード、生活協同組合さいたまコープ、埼玉県住宅供給公社、埼玉県LPGガス協会浦和支部・大宮支部、さいたま農業協同組合、南彩農業協同組合、埼玉ヤクルト販売(株)、埼玉東部ヤクルト販売(株)

さいたま市「平成24年度要支援世帯の早期発見のための通報等のガイドライン 孤立死を防ぐために…」

このガイドラインは、誰もが異変に気づき、通報しやすいように、『個人情報の保護に関する法律』における「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合」の基準例を明確に示したものです。

発見、通報の基準例(1)

ー外観から見た異変ー

- ◆郵便物や新聞が、ポストに溜まっている状態が続いている。
- ◆各種メーターの増減が通常時より極端な状態である。
- ◆ペットの様子がいつもと異なる。(衰弱している、凶暴化している等)
- ※その他項目あり

発見、通報の基準例(2)

ー対象者の姿等から見た異変ー

- ◆倒れていたり、座り込んだまま、呼びかけに応じない状態である。
- ◆極端に痩せている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られる。
- ◆以前と比べて、意思疎通が困難になった。
- ※その他項目あり

明らかな異変の場合⇒即時通報⇒警察署・消防署

異変が疑われる場合⇒12時間～24時間以内に通報

- ①祝日を除く、月曜日から金曜日の、8時30分～17時15分⇒区役所福祉課へ通報
- ②区役所と連絡が取れない場合や、①以外の日時⇒警察署へ通報(警察への通報は24時間可)

災害時、救命率が72時間を経過すると急激に低下すること、平常時の救急外来において、発症から搬送、処置までの時間が12～24時間を経過すると救命率が低下することなどを参考とした。

通報のあり方

事業者の従業員に福祉経験があるとは限らないため、通報は、あくまでも一般人と同様、人道的見地から善意の通報をお願いするもの。

ガイドライン策定の背景

- ・孤立死の事案が高齢者ではなく、稼働年齢層の世帯であること、住民登録が無いことなどから、あらゆる世帯を対象とした取り組みが必要であった。
 - ・行政サービス提供の有無を確認することで、将来予測される孤立死を防ぐ可能性が高まることから、現在、生存が確認できても通報できる仕組みが必要であった。
 - ※高齢の2人姉妹。姉が死亡し、認知症の妹が生きていたが、介護サービスを姉が拒否していたため、発見が遅れた事例あり。
 - ・住民登録や行政への相談などが無い場合、行政でも地域でも対象者の把握が困難であるため、定期的に家庭を訪問する事業者の協力が必要であった。
- なお、ガイドラインは人の生死を分かち基準にもなり得るため、事業者による運用の結果を踏まえてから、市民には公開する予定。(研究用として希望者には配布)

立川市地域見守りネットワーク事業

立川市地域見守りネットワーク事業

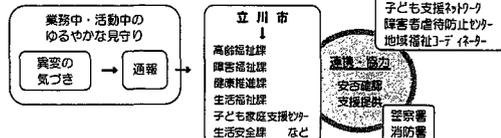
立川市では、子どもから高齢者まですべての市民が、地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、総合的な見守りシステムの一環として、住民の方々と市内で活動する団体や事業者のご協力のもと、日常生活や業務の中で気づいた異変を市などへ連絡していただき安否確認等につなげる取組(地域見守りネットワーク事業)を推進しています。



1 見守り協力団体・協力事業者

市内で活動する団体や事業者のうち、本事業の趣旨に賛同し、立川市との協定等に参加している団体です。

2 気づきから対応までの流れ



3 通報の考え方

- ◆通常の活動や業務の中で異変を発見した場合は、活動や業務に支障のない範囲で連絡をお願いします。
- ◆独自に安否確認や見守り活動を実施されている場合は、その取組を継続されるようお願いします。
- ◆次のような明らかに緊急を要する場合には、警察署(110)または消防署(119)等に通報してください。
 - 室内から応答があるが、扉が開かない(開けられない)
 - 在宅が明らかにの応答がない(室内で倒れている様子が確認できるなど)
 - 室内から異臭がする



4 通報の目安

- 新聞受けや郵便入れに、新聞や郵便物が数日たまって
- 戸戸やカーテンがずっと閉まった(開いた)ままになっている
- 同じ洗濯物が何日も干したままになっている
- 室内の明かりが点灯した(点灯しない)ままの状態が続いている
- 以前訪問した状況から極端に変化している(家の周りが異常に散らかっている、庭の草木が伸び放題であるなど)
- 隣人などから最近姿をみかけないなどの話を聞いた
- 電気・ガス等の使用状況に違和感がある
- 本人の状態が不自然である(極端に痩せている、着衣が異常に汚れているなど)

5 通報先(平成25年4月1日より、それまでは代表電話523-2111へ)

立川市 見守りホットライン **042-506-0024**
 コール(Call) おたずね(通報)
 安否確認の通報は24時間受付・その他は平日8:30～17:15

6 通報者への配慮

- ◆通報時に申し出があった場合には、通報元に関する情報は公表しません
- ◆確認対象世帯の状況については、必要に応じて通報者に報告するものとします。ただし、個人情報に関する内容は除きます。
- ◆通報の内容に誤りがあった場合や通報ができなかった場合でも、確認対象世帯に生じた問題について、市が責任を問うことはありません。

7 通報後の対応

- ◆担当課が、市内の関連部署や警察署、消防署、民生・児童委員などの関係機関と連携しながら、安否確認や必要な支援を行います。
- ◆連絡のあった事例をもとに、体制を検証し今後の改善に役立てます。

地域見守りネットワーク事業 協力団体一覧(平成26年2月26日現在)

団体・事業者名
1 東京電力株式会社立川支社
2 東京ガス株式会社 多摩支店
3 東京ガスライフビル多摩中央株式会社
4 社団法人 立川市医師会
5 社団法人 東京都立川市歯科医師会
6 一般社団法人 立川市薬剤師会
7 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
8 立川市民生委員・児童委員協議会
9 立川市自治会連合会
10 立川市老人クラブ連合会
11 立川商工会議所
12 立川市商店街振興組合連合会
13 公益社団法人 立川市シルバー人材センター
14 立川市赤十字奉仕団
15 日本郵便株式会社 立川郵便局
16 株式会社 みずほ銀行立川支店
17 多摩信用金庫
18 東京みどり農業協同組合立川支店
19 東京みどり農業協同組合幸町支店
20 東京みどり農業協同組合西砂支店
21 立川酒商組合
22 立川市米穀販売同業組合
23 立川浴場組合
24 立川市一般廃棄物収集運搬業協議会
25 東京都理容生活衛生同業組合 多摩立川支部
26 東京都美容生活衛生同業組合 立川支部
27 多摩新聞販売同業組合 立川支部
28 株式会社JCNシティテレビ
29 株式会社 リビングプロシード
30 ヤマト運輸株式会社 西東京区管支店
31 生活協同組合コープとうきょう コープデリ昭島センター
32 生活協同組合マルシステム東京 立川センター
33 多摩きた生活クラブ生活協同組合
34 東京都生活協同組合
35 西都ヤクルト販売株式会社
36 日清医療食品株式会社 東京支店
37 株式会社シニアライフクリエイティブ 東京本社
38 NPO法人 高齢社会の食と歳を考えるチャンプルーの会
39 社会福祉法人 東京リハビリ協会
40 東京都住宅供給公社(平成24年7月1日に国営転換済み)

立川市の資料に基づき厚生労働省が作成

5-2: 人の生命・身体の保護

○災害時
○いわゆる「孤立死」の事案

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

5-3: 人の生命・身体の保護 個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の間で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

見守り協定

地方公共団体

異変の
発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関へ
通報

【参考となる通知等】

・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

5-7: 民生委員・児童委員への提供

・個人情報取扱事業者は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



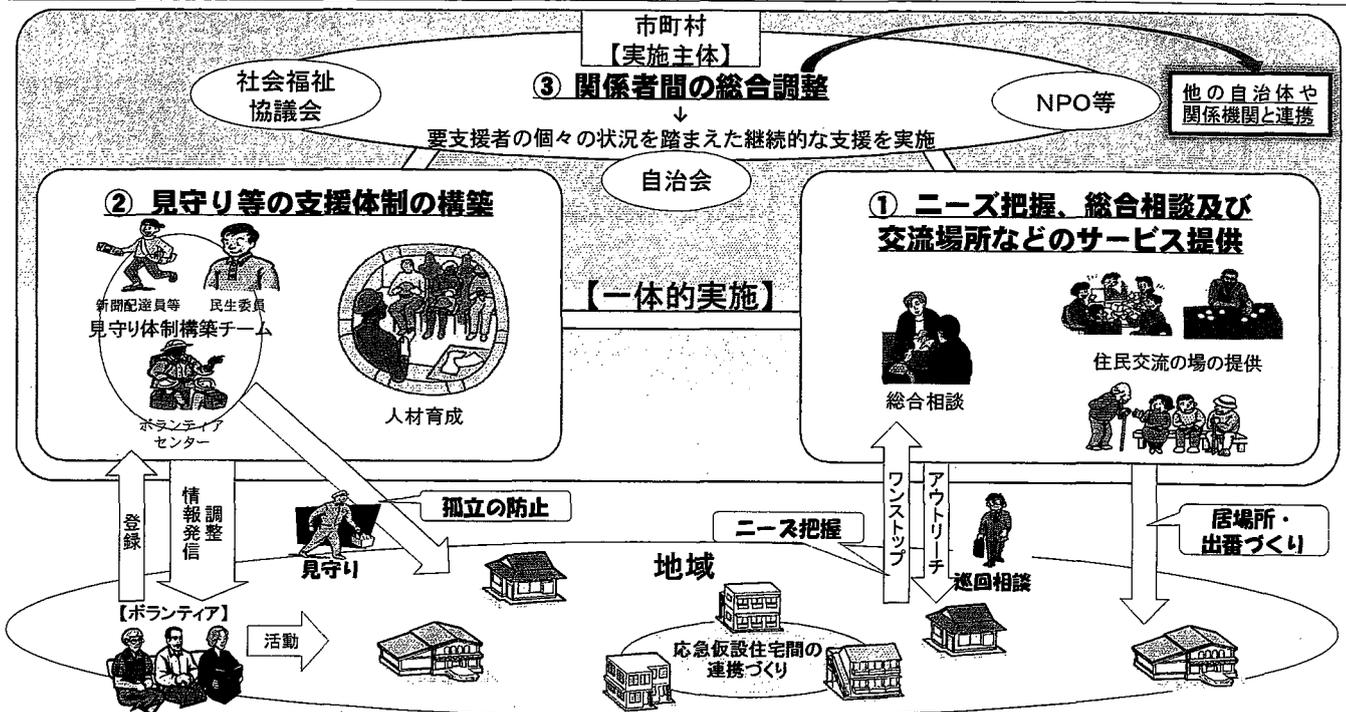
【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成18年2月28日開催)資料」

事業期間:平成25年度末まで	地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包摂・「絆」再生事業の一部) 【緊急雇用創出基金(住まい対策拡充等支援事業分)】	予算額:70億円 平成23年度第3次補正予算:40億円 平成24年度予備費:30億円
11県165市町村で実施(平成24年11月現在)		

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整



概要・目的

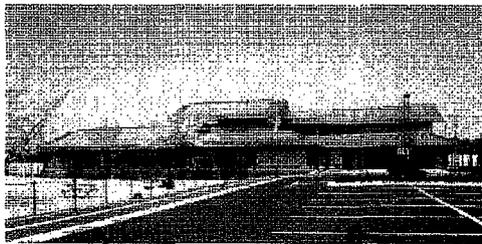
- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算(案)で23億円を計上。
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

115箇所(114箇所)	28箇所(28箇所)	62箇所(61箇所)	25箇所(25箇所)
--------------	------------	------------	------------

サポート拠点の一例(宮城県岩沼市)

※平成25年2月1日時点

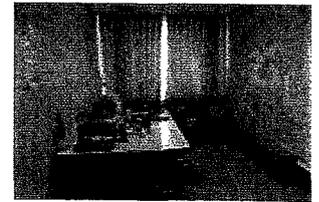
- 仮設住宅に隣接する既存の建物(岩沼市総合福祉センター)内にサポート拠点を設置
- ※ 対象地域(周辺の仮設住宅)の状況: 岩沼市里の杜地区 [戸数] 384戸
- サポート拠点周辺には、地域包括支援センターやデイサービス、医療機関等があることから、サポート拠点としては「総合相談」と「地域交流」に機能を特化し、既存のサービス資源を活用することで、総合的な機能を確保。



岩沼市総合福祉センター全景(里の杜サポートセンターが入っている施設)



相談窓口正面



事務室内

- 主な機能
- 総合相談
 - デイサービス
 - 居宅サービス等
(居宅介護支援、訪問介護)
 - 配食サービス等の生活支援
 - 地域交流

被災者の心のケア支援事業

平成23年度3次補正予算(約28億円)により、岩手、宮城、福島各県において、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し(基金設置期限: 24年度末まで)

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
受託団体: 岩手医科大学

- 中央センター
- 久慈地域センター
- 宮古地域センター
- 釜石地域センター
- 大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
受託団体: 宮城県精神保健福祉協会

- 基幹センター
- 石巻地域センター
- 気仙沼地域センター
- 市町村派遣

仙台市への補助
基金による相談員増員

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
受託団体: 福島県精神保健福祉協会

- 基幹センター
- 県北方部センター
- 県中方部センター
- 県南方部センター
- 会津方部センター
- いわき方部センター
- 相馬方部センター(NPO委託)
- 市町村派遣

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- ・心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・1年半経ってようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

平成25年度予算案 18億円
(岩手県、宮城県、福島県への補助金
心のケアセンターの設置を継続)

安心生活創造事業成果報告書（平成24年8月）の概要

報告書の目的

単身世帯の増加や近隣関係の希薄化により社会から孤立する人々が生じやすい社会環境の中で、支援の目が届かない人々を社会から孤立させずにいかに支援していくか、平成21～23年度まで実施してきたモデル事業（安心生活創造事業）からその方向性や課題を明確化する。

安心生活創造事業

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、次の事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域作りを行う。（事業の3原則）

- ①支援を必要とする人々とそのニーズを把握
- ②支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制づくり
- ③安定的な地域の自主財源確保

事業の成果と課題

成 果

- ・行政内（庁内）の連携、住民力の向上（漏れのない把握）
- ・新しい公共（新たな担い手（新聞配達員、水道メーター検針員など民間事業者、NPO等）との連携）
- ・総合相談窓口の設置促進（ワンストップサービス）
- ・自主財源づくりの取組（グッズ販売、ふるさと納税など）

課 題

- ・人材確保（広い視野を持つコーディネーターの必要性、属人的にならない組織的な支援の必要性）
- ・安定的な財源確保（地域の理解（寄付文化の土壌づくり等）の必要性）
- ・サービスの有償・無償の線引き
- ・個人情報の共有（過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携）
- ・地域福祉計画の定期的な評価と見直しの必要性

今後重要と考えられる取組み

○社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働

社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。

○総合相談体制の確立

「もれない把握」により要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものになってしまう。要援護者のニーズをもれなく把握・支援するための総合相談体制の確立が大きな課題となっている。

○地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、総合相談体制を確立する契機にもなっている。また、社会的孤立や災害時要援護者支援等の観点から、見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなっている地域福祉計画の重要性が再確認されている。

○契約支援・権利擁護の必要性

近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

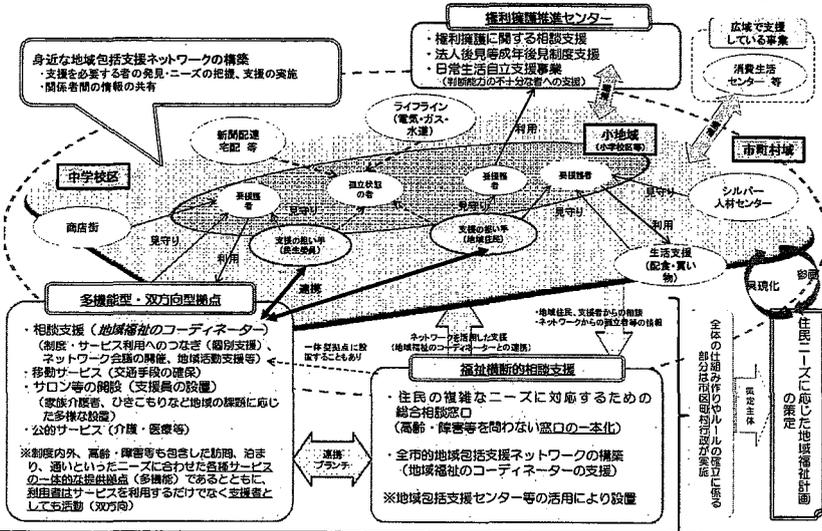
○要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み

要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要であり、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠

安心生活基盤構築事業

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティネット支援対策等事業費（250億円）の内訳）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ



安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を記載
 【今後重要と考えられる取組み】
 ①社会的孤立を防ぐための官民間幅広い多様な主体との連携・協働 ②総合的な相談支援体制の確立
 ③地域福祉計画の策定 ④契約支援・権利擁護の必要性 ⑤要援護者も社会参加・自己実現できる仕組み

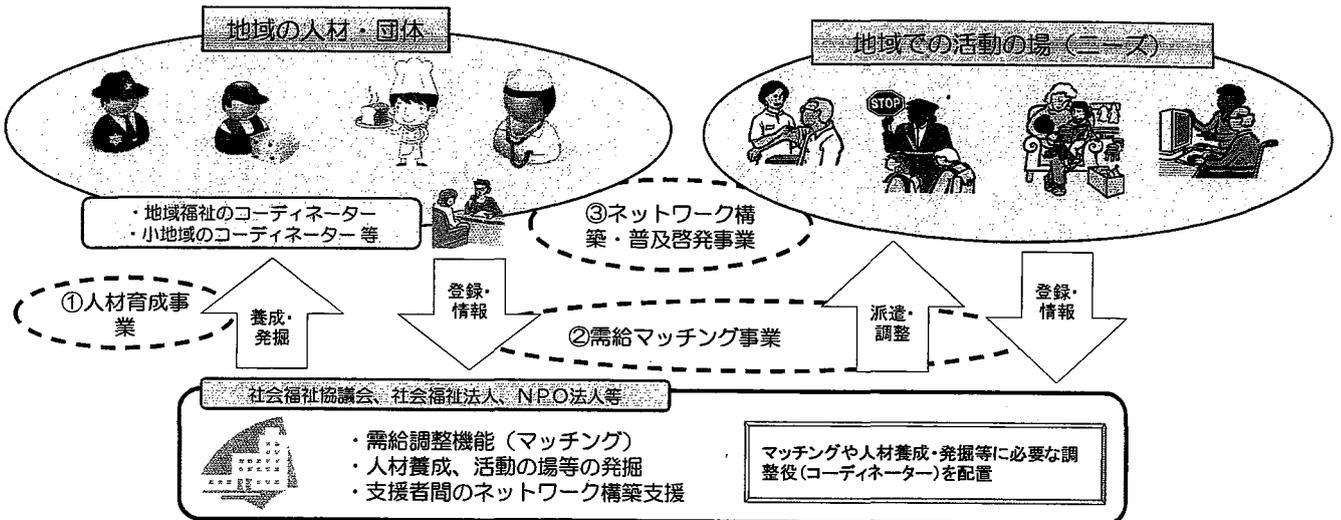
事業概要（案）

- ①安心生活創造推進事業
- 事業内容
 - (1) 基本事業
 - ・抜け漏れのない実態把握
 - ・社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
 - ・生活課題検討・調整事業
 - ・個別支援のための支援内容の検討・調整（ケース会議の開催等）
 - ・抜け漏れのない支援実施事業
 - ・買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施等
 - ・地域支援活性化事業
 - ・地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置等
 - ・住民参加型まちづくり普及啓発事業
 - ・参加を促すイベントや研修による人材確保等
 - ・自主財源確保事業（第Ⅱ期からの実施も可能）
 - ・寄付や物販等を通じた財源の確保
 - (2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
 - ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談体制を構築
 - ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
 - ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等
 - 実施主体：都道府県、市区町村
 - 補助率：定額
 - 第Ⅰ期 基本事業@1,000万円（人口規模に応じて増額）、選択事業：@1,000万円
 - 第Ⅱ期 基本事業：@600万円、選択事業：@600万円
 - 第Ⅰ期（始動期）と第Ⅱ期（発展期）の通算5年間の補助
 - 平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象
- ②日常生活自立支援事業
- 日常生活自立支援事業
 - ・判断能力の不十分な者への契約等の支援
 - 実施主体：都道府県、指定都市社会福祉協議会
 - 補助率：1/2（都道府県等が補助額を増額した場合に追加的に上乗せ（増額分の3/4））

地域資源・人材育成支援事業

○ 地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手養成や地域福祉コーディネーターの人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、大規模災害発生時の活動支援等も含め、インフォーマルな活動の持続的な活動環境を整備する。（平成25年度予算額（案）：セーフティネット支援対策等事業（250億円）の内訳）

地域におけるインフォーマル活動を推進していくための人材確保・活動支援のイメージ



※大規模災害に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成、災害ボランティアセンター設置運営体制の検討等を実施（④災害ボランティア活動支援事業）

【実施主体】 都道府県・市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等
 【補助率】 1/2

※①～④の事業は個別に実施することが可能

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1742市町村
- 回答数: 1742市町村(回収率100.0%)
(ただし一部のみ回答の市町村を含む)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

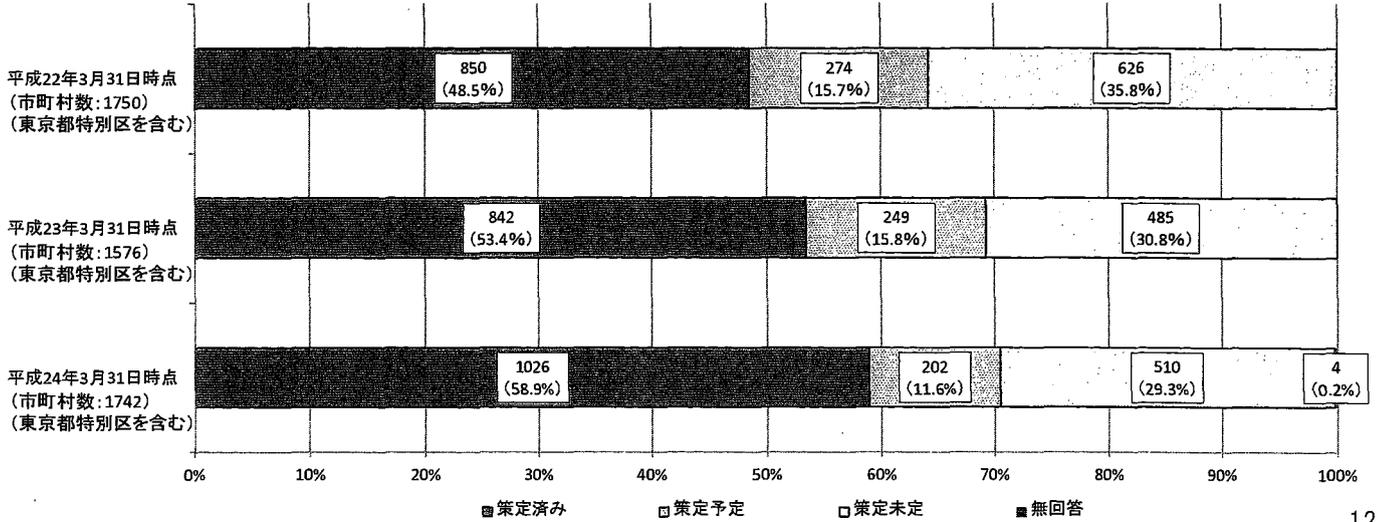
II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成24年3月31日現在

I-1. 市町村地域福祉計画の策定状況(前々回調査との比較)

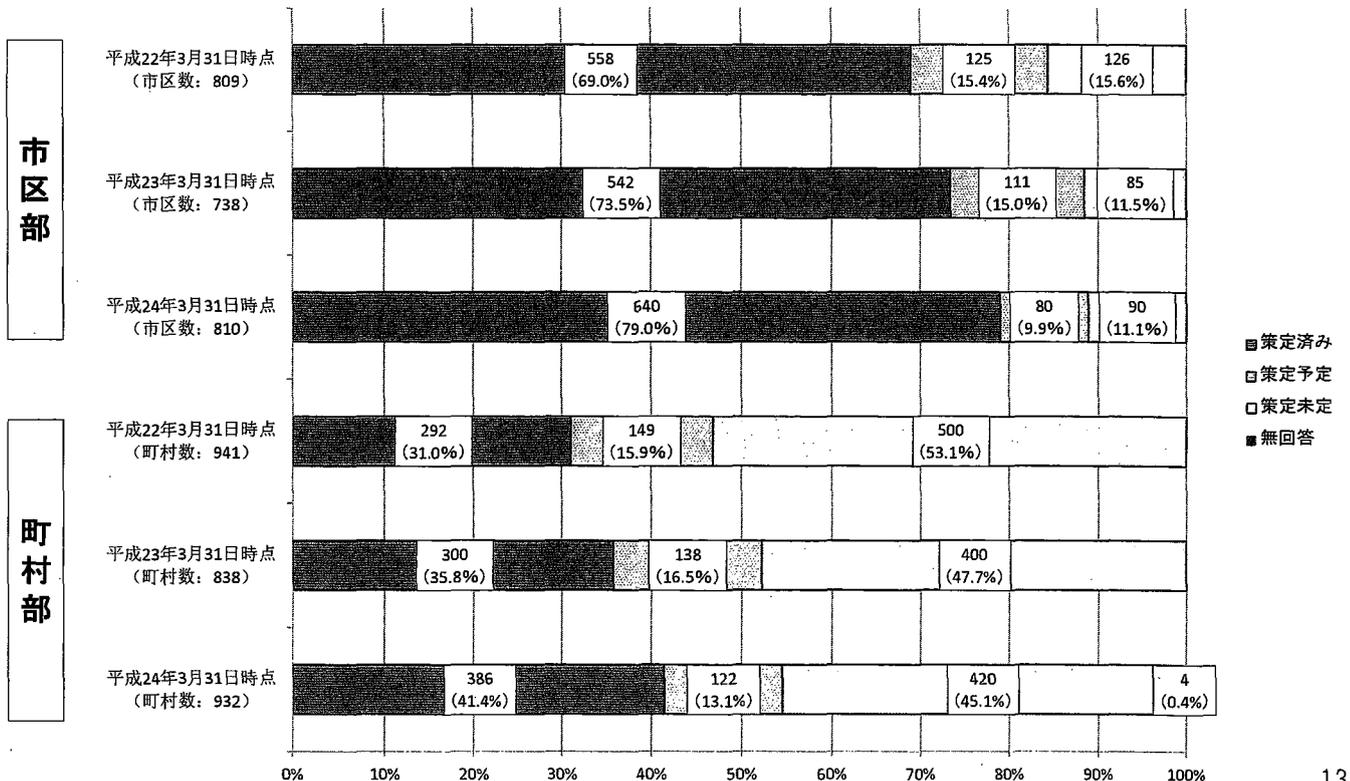
○東日本大震災の影響により、22年度は宮城県、山形県、福島県、茨城県の全市町村、岩手県の一部市町村、23年度は福島県の一部市町村から回答を得ることができなかったため単純な比較はできないが、策定済み市町村は2年前より176ヶ所、全体に占める割合が10.4ポイント増加した。



12

I-2. 市区部・町村部別の策定状況

○全体に占める策定済み率は両者とも2年前より10ポイント以上増加しているが、依然として約2倍の開きがあり、町村部全体では未だ45.1%が「策定未定」となっている。



13

【方針策定の背景・目的】

これまでの社協活動の実績

- これまで社協は、一貫して、地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体などと協力し、事業や活動を地域の実情に応じて展開し、さらに住民参加による地域福祉活動計画や地域福祉計画づくりなどを通じて、行政とのパートナーシップを構築し、地域福祉の推進を図ってきた。
 - ・小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロンなどの小地域福祉活動
 - ・ボランティア・市民活動センター事業や福祉教育などを通じた住民参加を推進
 - ・心配ごと相談事業やふれあいのまちづくり事業等を通じた総合相談活動
 - ・ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスへの先駆的な取り組み
 - ・生活福祉資金貸付や日常生活自立支援事業における経済的困窮者への支援や権利擁護の取り組み 等
- こうした長年の取り組みによって、先の社会福祉基礎構造改革では、地域福祉の推進が社会福祉の基本理念となり、社協はその中核的な推進主体としての位置づけが社会福祉法に明記。

今日的な地域福祉課題と社協の使命

- 地域における生活課題の深刻化と広がり
 - ・少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
 - ・経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等

↓
孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪質商法などの権利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

- 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

【策定の経過】

- 平成24年5月17日
 - * 委員総会において、本年度の重点事業として「今日的な社協活動の理念や取り組みべき事業の方向性の提示」を位置づけ、「社協・生活支援活動強化方針（仮称）」の策定を進めることを決定。
- 平成24年6月～9月
 - * 常任委員会において協議。（企画小委員会において検討作業）
 - * 全国の社会福祉協議会へ意見募集（9月）
- 平成24年10月29日 常任委員会において取りまとめ・決定
- 平成24年11月6日～7日 平成24年度社会福祉協議会活動全国会議において発表。

【方針の構成・内容】（★別紙参照）

- 今日の地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に 대응する社協活動の方向性と具体的な事業展開について『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』と『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』として示す。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

- 今日の地域福祉の課題解決に向けて、全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するものとして、「あらゆる生活課題への対応」「相談・支援体制の強化」「アウトリーチの徹底」「地域のつながりの再構築」「行政とのパートナーシップ」の5項目にまとめる。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン』

- 『行動宣言』において示した社協活動の方向性やあり方を実現するために、既存事業の見直しや新たな取り組みの考え方や事業を示す。
- 『行動宣言』の実現に向けて求められる事業展開を「ステップ②」とし、「ステップ②」の実施に向けて当面必要とされる取り組みを「ステップ①」として整理。
- 各市区町村社協では、地域の実情や事業展開等の状況をふまえ、アクションプランに示された内容をチェック項目として今後の取り組みを検討・明確化し、実行する。
 《アクションプランの推進に向けた全社協及び都道府県社協の役割》
 - 基盤整備に向けた国や自治体との協議や働きかけ。
 - 各市区町村社協における取り組み状況を把握し、職員研修や実践事例の提供などアクションプランの実施に向けた支援策の検討・実施。
 - 事業規模の小さな社協等における複数社協が協働した取り組みに対して必要に応じた支援。

【方針策定にあたっての考え方】

①相談と支援の強化について

- 経済的困窮等の福祉施策の最終責任は行政であるが、その背景にある社会的孤立や生活課題への対応は、まずは身近な地域で対応できる基盤づくりが重要。
- 市区町村社協は、これまでの住民参加の取り組みを基盤に、さまざまな関係機関との連携・協働のもと、地域住民が抱える生活課題を発見し、相談・支援につなげる機能を強化し、こうした取り組みを通じて福祉のまちづくりを展開。
- 先進市区町村における地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの社協配置などの地域福祉施策の充実の推進。

②実現に向けた基盤整備について

- 各自治体における地域福祉の施策の基盤づくりを図ることが重要。厳しい地方財政のなかではあるが、行政と地域との生活課題の共有化を図り、地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定などを通じて行政とのパートナーシップを構築し、基盤整備に取り組む。
- 厚生労働省において現在検討されている『生活支援戦略』によって、今後展開される生活困窮者への新たな支援施策を踏まえ、アクションプランの実現や地域福祉の基盤整備に向けて行政や関係者等との協議を進めることが求められる。
- その一方、自らの使命をふまえ、地域のさまざまな関係者との協働や共同募金などの民間財源の活用や既存事業の改善を通じて社協らしい事業に積極的に取り組む。

自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
 - ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
 - ・ 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること
- これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問い合わせに随時対応）

消費者教育の推進に関する法律の概要

平成24年8月公布、12月施行

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重 ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚 ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職場)の特性に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携 	基本方針(第9条) <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等 	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) <ol style="list-style-type: none"> ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見解 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 ※委員の数等、組織・運営については政令で規定	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) <ol style="list-style-type: none"> ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に見解 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	義務付け(国・地方) <ul style="list-style-type: none"> ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条) 	
		努力義務(国および地方) <ul style="list-style-type: none"> ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)

※施行日：平成24年12月13日(公布日：平成24年8月22日)

ホームレス対策の概要

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)
 ※10年の時限立法であったが、さらに期限を5年間延長する一部改正法が平成24年6月27日に公布・施行。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

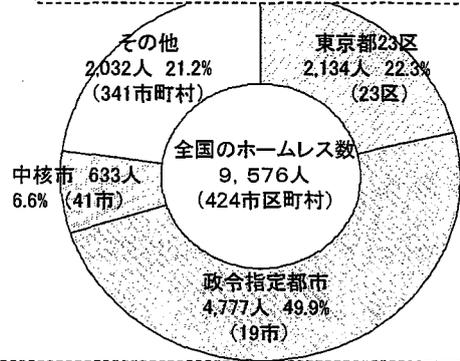
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
 (平成24年は15年と比べ、▲15,720人(△62.1%。))

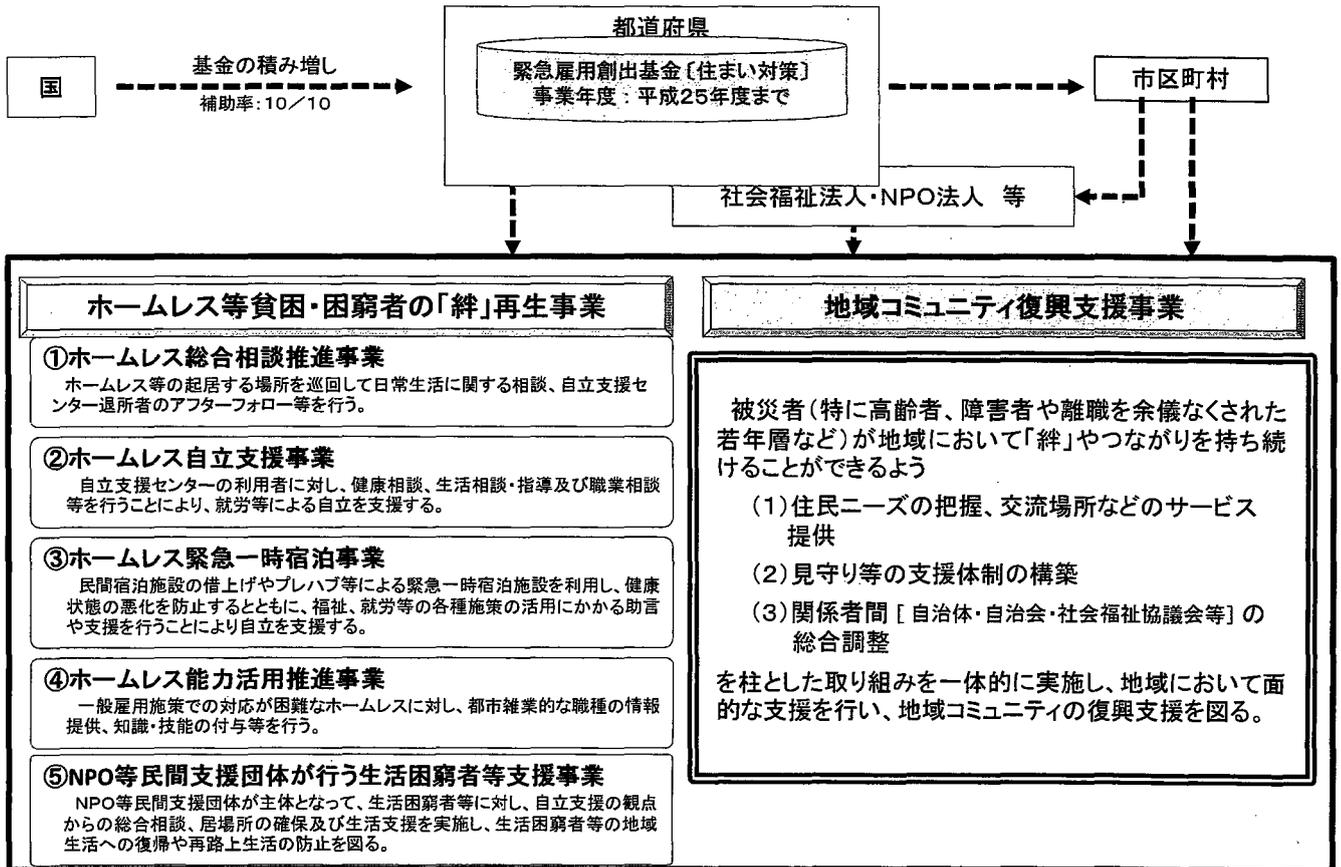
調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)
平成24年	9,576人	▲1,314人(△12.1%)

全国のホームレス分布状況(平成24年1月調査)



(参考)都道府県別のホームレス数は、P. 63参考資料9参照。

社会的包摂・「絆」再生事業



「平成24年ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）報告書」の概要

本報告書は、平成24年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の結果について、「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」において分析・検証を行ったもの。

《参考》「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」※単純集計した速報値は平成24年4月27日に公表。

- 本調査は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定のため、概ね5年間に1回の頻度で実施。
- 全国（東京都23区、政令指定都市等）の1,373人（このうち有効回答数は1,326）のホームレス（※）に対し個別面接により調査。
※「ホームレス」… 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者（ホームレス法第2条）。
- 主な調査項目として、路上での生活（路上生活の期間、仕事と収入の状況等）、路上生活までのいきさつ、今後望んでいる生活など。

* 「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」〔委員〕※五十音順・敬称略。○は座長。

○ 岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授	佐久間 裕章 NPO法人自立支援センターふるさとの会代表理事
沖野 充彦 NPO法人釜ヶ崎支援機構副理事長	水内 俊雄 大阪市立大学都市研究プラザ教授
奥田 知志 NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長	森川 すいめい 世界の医療団東京プロジェクト代表医師
木原 弘子 東京都福祉保健局生活福祉部山谷対策・自立支援担当課長	森田 洋司 学校法人樟蔭学園常任理事
蔵野 和男 大阪市福祉局生活福祉部ホームレス自立支援担当課長	

分析・検証の視点

I 集計結果のクロス分析
各設問の単純集計した回答について、分析のための主な基本軸を以下のとおり設定。
→ (1)野宿経験のパターン別(①この5年間で初めて路上生活を始めた層、②以前にも路上経験がある層、③5年前からずっと野宿)、(2)自治体別、(3)年齢及び路上生活期間別

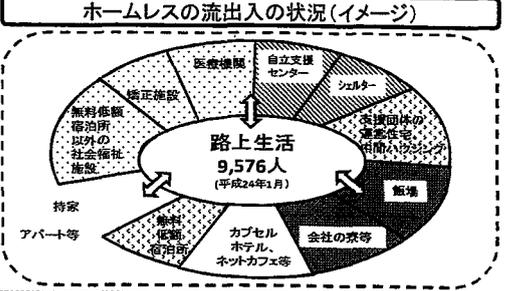
II 他の関連調査の活用
本調査に加えて、地方都市調査(本調査の対象である政令指定都市等の大都市以外の地域で実施した同内容の調査。)や行政の実施した他の調査等の結果も合わせて活用。

III 委員執筆によるコラム
ホームレスの生活実態について、より詳細な検証・分析を行うため、委員独自の視点で執筆したコラムを挿入(他の類似調査との比較、健康状態に関する考察、自立支援センター利用者に関する考察 など)

報告書のポイント～今回の調査結果から見たもの～

1. 路上生活者の高齢化、長期化の進展

➢ 路上生活者の高齢化、長期化の傾向が強まっているが、高齢層ほど長く路上生活を継続(60歳以上の層では10年以上が概ね3割超)。
※ 一方で35歳未満の層では他の屋根のある場所との行き来も多い。
※ ホームレス自立支援センター等の施策利用者は、若年層や路上生活期間が短い人が多い。



2. 路上での生活状況

➢ 収入のある仕事をしている人は全体の6割を超えるが、特に路上生活が3年以上の層では約7割。高齢層(60歳以上の層)でも約6割。
➢ 今後の希望については、長期層ほど「今のままでいい」が多くなっているが、これは路上で仕事をしており、一定の収入を得ながら生活ができていくことへの彼らなりの自負も背景。

3. 再路上化について

➢ 路上と屋根のある場所の行き来を繰り返している人々が存在。また、自立支援センターの退所理由を見ると、アパート確保により就労退所したが、その後、再度路上に戻っている層が一定数存在。

4. 若年層について

➢ 若年層(45歳未満)は、路上に現れる前の職業を見ると、常勤職が相対的に少なくなっている。また、最長職の仕事内容もサービス職業従事者が多い(建設業などの常勤職が日雇いの多かった高齢層とは様相が異なる)。
➢ 路上生活を始めた理由としては、倒産・失業、仕事が減った、怪我や病気が全体として多いが、若年層では人間関係で仕事を辞めた、労働環境が悪く仕事を辞めた、借金取り立て、家庭内のいざこざ等が挙げられている。

